

民法協・労働法研究会

労働契約法18条（無期転換ルール） 「不更新条項」に対しどのようにたたかうか

2018年4月から労働契約法18条の「無期転換ルール」が施行されましたが、無期転換をさせないために使用者側は「不更新条項」を悪用しています。「不更新条項」にどのように理論的に対抗すればよいのか、「不更新条項」が問題となった近畿コカ・コーラボトリング事件、ダイキン工業事件などの裁判例の先例性・射程は、労働契約法18条の制定・施行や山梨県民信組事件・最高裁判決によって喪失・変容しているのではないか等を検討したいと思います。

三井正信教授（広島大学）からの基調報告、各弁護士団からの報告を踏まえて、検討・議論する研究会を開催します。奮ってのご参加をお待ちしています。

労働法研究会責任者

大阪経済大学教授 大橋 範雄

弁護士 中西 基

TEL:06-6361-8624/FAX:06-6361-2145

日時 2018年8月4日(土)
午前10時～午後2時

会場 大阪弁護士会館
10階 1004号室



「なにわ橋駅」出口1から徒歩5分
「北浜駅」26号階段から徒歩7分
「淀屋橋駅」1号出口から徒歩10分



■基調報告■

三井 正信 広島大学教授

最近の著作:

『フランス労働契約理論の研究』(成文堂)

「労働契約法19条の基本構造と不更新条項」(民商
法雑誌153巻6号849頁, 154巻1号133頁)等

■弁護士報告■

近畿コカ・コーラボトリング事件弁護士団
ダイキン工業雇止め事件弁護士団

■資料代 1,000円

民法協までFAX(06-6361-2145)送付してください。

8/4 労働法研究会に参加します。



氏名

所属